



TSI HOLDINGS

第10期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年5月28日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

場所

東京都港区北青山三丁目6番8号
ザ ストリングス 表参道
地下1階 ウェストスイート

目次

第10期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
（添付書類）	
事業報告	16
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬制度の報酬枠設定の件 |

- 新型コロナウイルス感染防止のため株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願いいたします。
- 株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布はございませんので、あらかじめご了承ください。
詳細は3頁をご確認ください。

ADORE

株式会社TSIホールディングス
証券コード：3608

経営理念

私たちは、ファッションを通じて、人々の心を輝かせる価値を創造し、明日を生きていく喜びを、社会と共に分かち合います。

VISION

時代の流れを先取りする、
最高のクリエイションとライフスタイル提案を通じて、
世界で最も愛されるグローバルグループを目指します。

グループ行動基準

1. 公正・公平の精神と誠実さを大切に、情熱と責任を持って仕事に取り組みます。
2. 常に問題意識を持ち、自己研鑽に努め、柔軟な発想で積極的にチャレンジします。
3. 一人ひとりの個性を尊重し、コミュニケーションに努め、
自分の役割を実行してチームに貢献します。
4. 心からのおもてなしで、お客様に感動と喜びをお届けし、お客様満足の向上に努めます。
5. ステークホルダーそれぞれの立場を尊重して相互利益の実現を図り、
持続的な会社の成長に貢献します。
6. 社会と自然環境に心から感謝し、事業を通じて社会の発展に貢献します。

証券コード 3608
2021年5月7日

株 主 各 位

東京都港区北青山一丁目2番3号
株式会社TSIホールディングス
代表取締役社長 下 地 毅

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、次頁に記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2021年5月27日（木曜日）午後6時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年5月28日（金曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所	東京都港区北青山三丁目6番8号 ザ ストリングス 表参道 地下1階 ウェストスイート
3. 会議の目的事項 報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第10期（2020年3月1日から2021年2月28日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第10期（2020年3月1日から2021年2月28日まで） 計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	取締役7名選任の件
第2号議案	監査役1名選任の件
第3号議案	会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬制度の報酬枠設定の件

以 上

- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表」並びに「計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.tsi-holdings.com/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本添付書類に含まれる事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ(<https://www.tsi-holdings.com/>)に掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使方法についてのご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、本株主総会につきましては、議決権行使書のご返送やインターネット等により議決権行使していただき、当日のご来場を極力お控えくださいますようお願いいたします。また、株主総会ご出席の株主様におかれましては、検温、マスクの着用等の予防措置への協力をお願いいたします。なお、ご出席の株主様へのお土産の配布はございませんのであらかじめご了承ください。

株主総会へのご出席



- 同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願いいたします。
- 代理人によるご出席の場合は、ご出席株主様ご本人の議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。代理人は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。

株主総会
開催日時

2021年5月28日（金曜日）午前10時

書面による議決権行使



- 同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえご返送ください。
- 当社は、インターネットにより議決権を行使することをお勧めしております。書面により議決権を行使される場合には、郵便事情等により、議決権行使書用紙が期限内に到達しない可能性もありますので、十分に余裕をもってご返送ください。

行使期限

2021年5月27日（木曜日）午後6時00分到着分まで

インターネット等による議決権行使



議決権行使サイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年5月27日（木曜日）午後6時00分受付分まで

詳細は次頁をご参照ください。

ご注意事項

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれた議決権行使を有効とさせていただきます。



インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

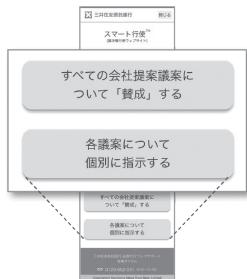
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

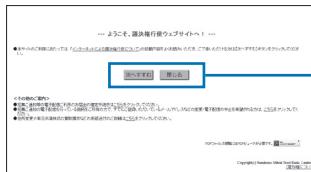
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

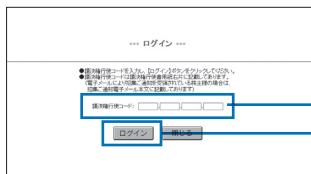
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコン等の
操作方法に関する
お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合に限り、本総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役8名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため1名減員し、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	しも じ 下 地 つよし 毅	代表取締役社長	10回/10回 (出席率100%)
2 再任	み やけ たか ひこ 三 宅 孝 彦	取締役会長	14回/14回 (出席率100%)
3 新任	まえ かわ まさ のり 前 川 正 典	執行役員 S C M部長	—
4 新任	いま いずみ じゅん 今 泉 純	D X戦略部長	—
5 再任 社外 独立	にし むら ゆたか 西 村 豊	取締役	14回/14回 (出席率100%)
6 再任 社外 独立	いわ もと あきら 岩 本 朗	取締役	10回/10回 (出席率100%)
7 新任 社外 独立	いち かわ な お こ 市 川 奈緒子	—	—

(注) 下地毅氏及び岩本朗氏の取締役会出席回数は、2020年5月22日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者
番号 **1**

しも じ つよし
下 地 毅

再任

■生年月日

1964年12月28日生

■取締役会への出席状況

10回／10回（100%）

■所有する当社株式の数

5,171株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年1月 (株)上野商会 入社
 2004年11月 同社 取締役商品部長
 2012年9月 同社 取締役執行役員商品本部長
 2016年11月 同社 専務取締役執行役員商品本部長
 2018年11月 同社 取締役社長 兼 商品本部長
 2019年6月 当社 執行役員
 2020年3月 当社 執行役員 第4事業カンパニー長
 2020年5月 当社 取締役 第4事業カンパニー長
 2020年7月 当社 取締役営業本部長 兼 同本部 第4事業カンパニー長
 2021年3月 当社 代表取締役社長 兼 (株)T S I 代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

当社子会社である(株)上野商会において取締役社長としてアパレル事業を中心とする会社経営及び事業の運営に携わり、豊富な経験と実績を有しているとともに、本年3月からは当社及び当社の主要な事業子会社である(株)T S Iにおいて代表取締役社長として当社の経営を担っております。その経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号 **2**

み やけ たか ひこ
三 宅 孝 彦

再任

■生年月日

1965年3月20日生

■取締役会への出席状況

14回／14回（100%）

■所有する当社株式の数

3,089,180株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年8月 (株)サンエー・インターナショナル（現当社）入社
 1997年11月 同社 取締役
 2000年8月 同社 専務取締役
 2005年11月 同社 取締役副社長
 2008年7月 同社 代表取締役副社長
 2008年11月 同社 代表取締役社長
 2011年6月 当社 取締役経営企画本部長
 2014年3月 当社 取締役経営戦略本部長 兼 経営企画部長
 2015年3月 当社 取締役経営企画本部長 兼 経営企画部長
 2015年5月 当社 取締役管理本部副本部長 兼 同本部経営企画部長
 2016年11月 (株)アインラー（現(株)T S I） 代表取締役社長
 2017年5月 当社 取締役副会長
 2020年3月 当社 取締役副会長 人事部管掌 プラットフォーム部長
 2021年3月 当社 取締役会長 兼 (株)T S I 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社の前身である(株)サンエー・インターナショナルにおいて代表取締役社長としてアパレル事業を中心とする会社経営に携わり、また、当社においても2011年6月の設立時より取締役経営企画本部長、同経営戦略本部長、同管理本部副本部長及び同会長を歴任するなど当社の経営を担っており、当社グループにおける経営管理機能の強化を推進しております。その経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

まえ
前
かわ
川
まさ
正
のり
典

新任

■生年月日

1964年3月11日生

■取締役会への出席状況

—

■所有する当社株式の数

2,699株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年7月 ㈱サンエー・インターナショナル（現当社） 入社
2001年9月 同社 第1事業グループ ナチュラルビューティーベーシック事業部長
2003年9月 同社 執行役員 第5カンパニー長
2009年9月 同社 ストアビジネス事業本部ナチュラルビューティーベーシック事業部長
2010年9月 同社 執行役員 ナチュラルビューティーベーシック事業部長
2010年11月 同社 取締役 執行役員
2011年9月 同社 取締役 執行役員 第1カンパニー長
2013年7月 当社 執行役員
2014年3月 ㈱サンエー・ビーディー（現㈱T S I） 代表取締役社長
2018年5月 ㈱ローズバッド（現㈱T S I） 代表取締役社長
2020年3月 当社 執行役員 第1事業カンパニー長
2020年3月 ㈱ナノ・ユニバース（現㈱T S I） 代表取締役社長
2021年3月 当社 執行役員 S C M部長（現任）
2021年3月 ㈱T S I S C Mディビジョン長（現任）

取締役候補者とした理由

本年2月まで当社子会社である㈱サンエー・ビーディー（現㈱T S I）等において代表取締役社長としてアパレル事業を中心とする会社経営及び事業の運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。その経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、今回新たに取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

いま
今
いずみ
泉
じゅん
純

新任

■生年月日

1961年12月7日生

■取締役会への出席状況

—

■所有する当社株式の数

1,005株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 ㈱エヌ・ティ・ティ・データ 入社
2012年9月 当社入社 管理本部情報システム部長
2014年3月 ㈱T S I E C戦略（現㈱T S I） 取締役
2015年3月 当社 管理本部 I T戦略部長
2020年3月 当社 プラットフォーム部 I T戦略部長
2021年3月 当社 D X戦略部長（現任）
2021年3月 ㈱T S I D Xディビジョン長（現任）

取締役候補者とした理由

システムインテグレーターにおいて主に情報システムを活用した新規事業の開発などに携わり、また、当社入社後は一貫して当社の情報システムの構築とその実行に関わるなど、デジタルトランスフォーメーションの事業への活用において豊富な経験と実績を有しております。その経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、今回新たに取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

にし
西

むら
村

ゆたか
豊

再任

社外

独立

■生年月日

1955年11月18日生

■取締役会への出席状況

14回／14回（100%）

■所有する当社株式の数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 極東石油工業(株)（現ENEOS(株)）入社
 2003年11月 リシュモン・ジャパン(株) 代表取締役CFO
 2005年7月 同社 代表取締役COO
 2005年11月 同社 代表取締役社長リージョナルCEO
 2016年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー 顧問（現任）
 2016年5月 (株)ミスターマックス（現(株)ミスターマックス・ホールディングス）社外取締役（現任）
 2019年5月 当社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

消費財をはじめとした幅広い分野で企業の経営者として経営や事業の運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。取締役会の意思決定の適正性について率直な助言を頂くとともに、独立、公正な立場による取締役会の監督機能強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時に於いて約2年です。

候補者
番号

6

いわ
岩

もと
本

あきら
朗

再任

社外

独立

■生年月日

1962年10月15日生

■取締役会への出席状況

10回／10回（100%）

■所有する当社株式の数

1,319株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 (株)日本長期信用銀行（現(株)新生銀行）入社
 1998年8月 A. T. カーニー(株) 入社
 2001年8月 (株)アドバンテッジパートナーズ 入社
 2005年5月 (株)ダイエー 社外取締役
 (株)オーエムシーカード（現(株)セディナ）社外取締役
 2007年3月 (株)ニッセン（現(株)ニッセンホールディングス）社外取締役
 2007年10月 (株)アドバンテッジアドバイザーズ 代表取締役
 2011年7月 シーシーエス(株) 社外取締役
 2017年1月 (株)朝日新聞社 社長補佐役（現任）
 2019年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ アドバイザー
 2020年5月 当社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

投資活動を通じて多くの会社で経営や事業の運営に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。取締役会の意思決定の適正性について率直な助言を頂くとともに、独立、公正な立場による取締役会の監督機能強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時に於いて約1年です。

候補者
番号

7

いち
市
かわ
川
なおこ
奈緒子

新任

社外

独立

■生年月日

1958年2月5日生

■取締役会への出席状況

—

■所有する当社株式の数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 ㈱コルグ入社
1989年9月 日本ブーズ・アレン・ハミルトン(株) (現PwCコンサルティング
合同会社) 入社 プリンシパル
1999年1月 GEエジソン生命保険(株) (現ジブラルタ生命保険(株)) 入社
2004年12月 日本GE(株) (現GEジャパン(株)) 入社 執行役員
2007年4月 同社 執行役員CMO
2009年4月 ノバルティスファーマ(株) 入社 シニアマネージャー
2010年5月 同社 OTC事業部長
2012年7月 ㈱産業革新機構 入社 マネージングディレクター
2017年7月 ㈱三菱ケミカルホールディングス 入社 執行役員CMO (現任)

社外取締役候補者とした理由

経営コンサルタントとして、また金融、製薬、化学といった幅広い分野で経営や事業の運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。取締役会の意思決定の適正性について率直な助言を頂くとともに、独立、公正な立場による取締役会の監督機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西村豊氏、岩本朗氏及び市川奈緒子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
3. 当社は、西村豊氏及び岩本朗氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。また、市川奈緒子氏は独立役員の候補者です。
4. 当社は、西村豊氏及び岩本朗氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく両氏の賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額です。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏と当該責任限定契約を継続する予定です。また、社外取締役候補者市川奈緒子氏が取締役に選任され就任した場合には、同様の契約を締結する予定です。
5. 西村豊氏が現在社外取締役に務めております(株)ミスターマックス・ホールディングスは、同氏が任中に、同社従業員による会社資産の不正流用の事実がありました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。平素から取締役会においてリスク管理を徹底するよう発言を行っており、本件事案発生後においては、原因究明及び再発防止策に関して助言を行なう等、その職責を果たしております。
6. 取締役候補者が所有する当社株式数は、TSI役員持株会及びTSI社員持株会における2021年2月28日現在の持分を含めた実質持株数を記載しております。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を当社の負担により保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、各候補者の任期途中である2021年6月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役山田康夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、門田潔氏は山田康夫氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

かど た
門 田

きよし
潔

新任

■生年月日

1961年3月1日生

■取締役会への出席状況

—

■所有する当社株式の数

7,197株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2004年8月 (株)東京スタイル(現当社) 入社
 2009年10月 同社 執行役員 経営統轄本部 経営企画部長
 2011年6月 当社 管理本部
 2012年3月 当社 管理本部 部長
 2012年12月 当社 管理本部 部長 兼 同本部総務部長
 2013年7月 当社 執行役員 管理本部 部長 兼 同本部総務部長
 2020年3月 当社 執行役員 総務部長(現任)
 2021年3月 (株)T S I コーポレートディビジョン総務部長(現任)

監査役候補者とした理由

当社の前身である(株)東京スタイル及び当社において、経営企画部門及び総務部門を含む経営管理について豊富な知識及び経験を有しております。当社の執行役員として経営管理及びガバナンス機能の強化を推進するなど、当社の経営に深く携わっており、その実績を活かすことにより、当社の監査体制を強化することが期待されるため、今回新たに監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者が所有する当社株式数は、T S I 社員持株会における2月28日現在の持分を含めた実質持株数を記載しております。
 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を当社の負担により保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、候補者の任期途中である2021年6月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬制度の報酬枠設定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2016年5月25日開催の第5期定時株主総会において当社の取締役及び委任型執行役員並びに当社グループ会社（当社子会社と同子会社が出資する子会社を指します。）の取締役（ただし、当社及び当社グループ会社のいずれにおいても、社外取締役を除くものとし、また、監査役は、本制度の対象外とします。以下、「対象役員」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度である「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）現在に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、2012年5月24日開催の第1期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額500百万円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたく存じます。また、現時点において、本制度の対象となる当社の取締役は社外取締役3名を除く5名です。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は4名となります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、対象役員の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていること、また、下記2. (6)に記載のとおり本制度による希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。なお、当社は2021年4月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（後掲）を定めておりますが、本議案に基づく業績連動型株式報酬の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

2. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び本制度の対象となる当社グループ会社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役及び委任型執行役員並びに当社グループ会社の取締役（ただし、当社及び当社グループ会社のいずれにおいても、社外取締役を除くものとし、また、監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2016年7月29日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2017年2月末日で終了した事業年度から2019年2月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しております。なお、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、本信託への拠出上限300百万円（うち当社の取締役分として100百万円）に対し、299百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式532,800株を取得しております。

また、現在の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以降の3事業年度（以下「次期対象期間」といいます。）に関し、300百万円（うち当社の取締役分として100百万円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、300百万円（うち当社の取締役分として100百万円）から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限および数の算定方法

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、当社の業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、30万ポイント（うち当社の取締役分として10万ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、当社取締役を含む対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

また、対象役員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されますので、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は90万株（うち当社の取締役分として30万株）となります（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（30万株（うち当社の取締役分として10万株）（ただし、上記の調整が行われることがあります。））の発行済株式総数（2021年2月28日現在。自己株式控除後。）に対する割合は約0.3%（うち当社の取締役分として0.1%）です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、退任時までに対象役員に付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

(7) 当社株式等の給付

対象役員は、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、退任時に所定の受益者確定手続を

行うことにより、上記（6）で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該対象役員に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けることができます。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会において解任の決議をされた場合および当該役員に役員としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、指名報酬諮問委員会で協議し、取締役会にて決議の上、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

（8） 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

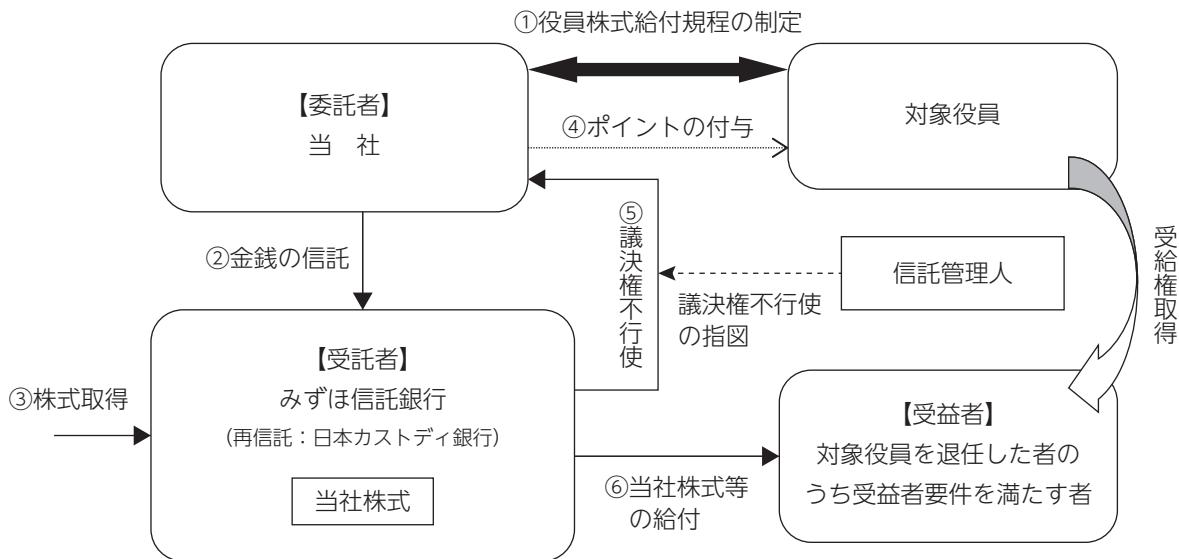
（9） 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する対象役員に対し、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

（10） 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により対象役員に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【ご参考】本制度の仕組み



- ① 当社は、本総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該対象役員に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

< 当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針（概要） >

当社の取締役（社外取締役を除きます）の報酬は、金銭報酬である基本報酬及び業績連動報酬並びに非金銭報酬としての株式給付信託（ＢＢＴ）に基づく株式報酬により構成されるものとします。

金銭報酬である基本報酬及び業績連動報酬は、2017年5月26日開催の第6期定時株主総会において決議された年額5億円の範囲内で決定されるものとし、基本報酬は各取締役の役割、責任、貢献度合いに応じて総合的に勘案することにより、業績連動報酬は前事業年度における連結売上高及び連結経常利益の目標達成度により、それぞれ決定され、毎月現金により支給されることとします。また、連結税金等調整前当期純利益が年度予算を超過した場合に限り、業績連動報酬とは別に、当該超過分の一部を成果配分賞与として年1回現金で支給します。

他方ＢＢＴに基づく株式報酬は2016年5月25日開催の第5期定時株主総会における決議内容（本議案ご承認後は本総会における決議内容とします）に基づくものとします。

取締役（社外取締役を除きます）の種類別報酬の割合については、社外取締役等から構成される指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重したうえで、当該答申にて示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

個人別の報酬額については、上記の方針を前提として代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、上記指名報酬諮問委員会に原案を諮問するとともに、その答申を踏まえて代表取締役社長が決定します。

また、ＢＢＴに基づく株式報酬は上記第6期定時株主総会における決議及びこれに基づいて当社が別途定める「役員株式給付規程」に基づき付与されることとします。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年3月1日から2021年2月28日まで）における当アパレル業界は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の抑制に伴い、販売は大きく低迷しました。2020年5月25日に解除された緊急事態宣言は、1都3県を対象として2021年1月7日に政府より再び発出されるとともに、同13日には大阪府、愛知県を含む1都2府8県に拡大されました。これに伴い、各商業施設ならびに店舗においては感染拡大防止策を講じて営業を継続したものの、消費者の購買意欲ならびに集客の回復には至らず、またインバウンド需要も依然として戻らない状況の中、総じて厳しい状況が続きました。

このような経営環境のもと当社グループは、中期経営戦略の重点施策であるグループ構造の見直しの一環として、当社グループのアパレル事業会社におけるカンパニー制の導入及び各種本部機能を統合したプラットフォーム部の新設により、経営における意思決定スピードの向上を図ってまいりました。さらに、当社グループの重複機能を減らして組織構造をスリム化し、業務の効率化とグループ全体の意思決定のスピードアップを図ることによる収益力の強化を目的として、グループ会社の1社統合を目指した第1弾として、子会社である(株)サンエー・ビーディーが他のアパレル子会社8社を吸収合併することといたしました。また、不採算店舗の撤退や全社横断のグループ販管費の見直し、更には抜本的な人件費削減などの一連のコスト低減を図り、引き続き収益構造の最適化に向けた施策を推し進めてまいりました。

また、D2C（ダイレクト・トゥ・コンシューマー）市場におけるデジタルマーケティング手法を活用した事業へ参入するべく、当社は2020年8月1日付でアパレルブランドETRE TOKYO（エトレトウキョウ）を展開する(株)HYBES（ハイブス）を買収しました。

海外事業につきましては、米国事業の拡大を目的として、2020年3月31日付で米国でスケートボードやスノーボードを中心としたアクションスポーツ専門のECサイト（Tactics.com）を運営するEfuego Corp.を買収しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染の拡大に歯止めがかからず、消費者の外出自粛傾向が続いたことによる来店客数の減少により当社グループ各社の店頭売上が減少し、また在庫商品の再評価も行うこととなりました。

その結果、売上高については、1,340億78百万円（前期比21.2%減）、営業損失は118億43百万円（前期は70百万円の利益）、経常損失は103億59百万円（前期は18億51百万円の利益）となりました。

また、当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益は38億61百万円（前期比77.0%増）となりました。

セグメント別の売上の概況は次のとおりです。

区分	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
アパレル関連事業	130,120	97.0	△21.2
その他の事業	8,567	6.4	△15.1
調整額	△4,609	△3.4	—
合計	134,078	100.0	△21.2

アパレル関連事業

当社のグループ子会社につきましては、中期経営戦略に基づき、主として既存ブランドの改革と業務の効率化による収益の向上に引き続き取り組みました。個性が際立ち、価格競争に巻き込まれない市場価値の高いブランド運営が求められているなか、既存事業については、ゴルフアパレルブランドの「ジャックバニー」、スニーカーを軸に事業を行う「アンディフィーテッド」、英国老舗衣料メーカーのライセンスブランド「サンスペル」などが、特色を活かした商品を展開することにより収益力の拡大を目指してまいりましたが、2021年1月に1都2府8県において政府より再び発出された緊急事態宣言下の中、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じながら営業活動をしている百貨店やショッピングセンターなどの店舗は厳しい影響を受けており、店頭売上は減少いたしました。

EC事業につきましては、店頭在庫をEC向け在庫へ集約する取り組みや、店頭オンライン接客を引き続き拡充するなど、店頭とEC連携の強化策を更に推進し、EC売上の増加に努めたものの、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は大きく、アパレル関連事業の売上高は、1,301億20百万円（前期比21.2%減）となりました。

その他の事業

その他の事業につきましては、販売代行及び人材派遣事業を営む㈱エス・グループ、合成樹脂製品の製造販売を行なう㈱トスカバノック、店舗設計監理や飲食事業を営む㈱ブラックス、化粧品、香水、石鹸等の仕入及び販売を行なうLaline JAPAN(株)、そして米国カリフォルニア州で人気のオーガニックカフェを日本で運営するUrth Caffè JAPAN(株)などの事業を展開しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、売上高は85億67百万円（前期比15.1%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、主として店舗の新設、改装並びにITシステムの開発などによるもので、総額46億97百万円です。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは2019年度をスタートとする3か年の中期経営計画を策定していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う急速な経営環境の変化を踏まえて経営計画を見直すこととし、新たに「TSI Innovation Program 2024」(TIP24)として2021年4月に公表致しました。

当社グループは、新型コロナウイルスを始めとするお客様の意識及びライフスタイルの変化、更にはデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展等に伴う社会環境の変化に対して積極的に対応し、自社の独創性をもってお客様と社会に新たな価値を提供するべく抜本的な変革を進めてまいります。

1. 短期的課題～再構築

①経営統合

当社グループは、2014年に2つの基幹子会社(株)東京スタイル(旧)及び(株)サンエー・インターナショナル(旧))を6社に分割することにより、各事業毎に最適な資源配分と迅速な意思決定を行うべくその自主性を尊重しながらグループを運営してまいりました。

しかし、急速な電子商取引(EC)の広がりにより、各事業会社におけるECに関する知見や成功例をグループ内で直ちに共有し、グループ一丸となって対応する必要が出てきました。また、各事業会社が有する本部機能が重複する状態となっていることによる販売管理費の圧縮も課題となっていました。

そこで、各事業会社の再統合を行うことで、グループとしての事業モデルの変革を図ることとしました。経営統合の第1弾は2021年3月1日付で実施しましたが、今後も準備が整い次第、順次他の事業子会社も(株)TSIに統合することで更なる集約を図ってまいります。

②収益構造改革

新たな経営環境下においても確実に利益を確保するため、組織構造における機能の重複を排除しよりシンプルなものにすることにより、損益分岐点の引下げを進めます。

また、粗利益率を改善するため、生産サイクル及び在庫管理の抜本的な見直しによる在庫の圧縮を徹底するとともに、極力正価販売に努めセールに頼らない事業構造へと転換してまいります。

③事業スピードの向上

子会社を統合し事業スピードを向上させるべく、E C、マーケティング、システムなどの機能を集約することにより、各事業における知見や成功例を共有し速やかにグループ内に展開できる体制を整備します。

④成長事業投資

厳しい経営環境下においても高い収益性をあげている優良ブランドや高い成長を継続しているE C事業については、引き続き積極的且つ効果的に投資することにより、その成長を加速させます。

特に、E Cについてはこれまでにない大規模な広告投資を行い新規顧客の開拓を図るとともに、他社サイトを利用しているお客様に対する自社サイトの認知度向上並びにサイト来訪者に対する商品購入者の割合（C V R）の向上を図るなど、全方位的にその強化を図ります。また、スポーツアパレルやストリートブランドなどの好調な事業についてはE Cは勿論のこと、国内出店や海外展開などを進めることによって成長スピードを加速させます。

⑤基幹ブランドにおける商品企画力強化

ナチュラルビューティーベシックやナノ・ユニバースなどの売上高の大きい基幹ブランドにおいては、人材面の充実による商品企画力の強化を図ることにより、これまで以上にお客様の感性に訴える魅力的なデザイン創出を促進します。

2. 中長期的課題～創生と飛躍

①経営と業務におけるデジタルトランスフォーメーション

当社の基幹システムにおいて、世界的に普及しているE R PパッケージであるS A Pを導入することにより、経営に必要な情報を適切なタイミングで入手し、スピーディーに経営に反映させる仕組みを構築します。

また、デザイン－企画－調達－生産の各工程をシステムで連携させることでC A Dデータや縫製、加工指示データを各段階で共有するとともに、自社工場を活用することで生産の高度化と高速化を図ります。

更に、システム上にてE Cと店舗における在庫管理の一元化を図ることで、在庫の分散で発生する販売機会損失を防ぐ取り組みを進めます。

②マーチャンダイジングの転換

これまでの売上重視のブランドマネジメントから、定価販売と無駄のない需給バランスを意識した商品供給への転換を図ることで、ブランド資産と収益力の拡大へと舵を切ってまいります。

また、商品の製造販売計画も粗利益改善に着目した見直しを行い、需要予測の精度を向上させることで「売れる分だけを仕入れる」取り組みを徹底します。

さらに店舗販売員が直接SNSを活用してコーディネートをお客様に提案し、或いはE Cのお客様にスマートフォンを用いて接客するなど、店頭を起点としたE Cマーケティングにも取り組んでまいります。

③経営資源のE Cへの集約

成長著しいE Cにおける売上拡大を図るため、E Cサイトの集客力の強化並びに購買率(CVR)の向上などの新規顧客の獲得を最重要KPI(Key Performance Indicator)として、資金と人材を集中的に投下してまいります。

また、店舗とE Cを一体運営し、在庫情報を始め顧客の購買履歴や購買行動等の情報を一元管理し効率的に運営するユニファイドコマースの拡大を図ります。

④グローバル戦略

米国、ヨーロッパ、中国、韓国のそれぞれのエリアについて、これまでの日本発ブランドの海外販売というコンセプトに縛られず、M&A等の手法を最大限活用して現地発のブランド、商品、あるいはマーケティング手法を当該エリア内で発展させるとともに、エリアをまたいだ展開を進めることで、グローバルな視点で事業の拡大と深化を図ってまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

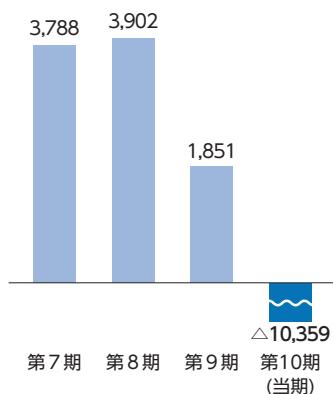
区分	第7期 (2018年2月期)	第8期 (2019年2月期)	第9期 (2020年2月期)	第10期(当期) (2021年2月期)
売上高 (百万円)	155,457	165,009	170,068	134,078
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	3,788	3,902	1,851	△10,359
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	3,219	△ 185	2,181	3,861
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	31.51	△ 1.93	23.42	42.64
総資産 (百万円)	170,901	182,576	160,328	154,951
純資産 (百万円)	110,182	103,937	95,451	97,430

- (注) 1. 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。(1株当たり当期純利益又は当期純損失を除く)
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しています。なお、発行済株式数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
3. 各期の1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定するための期中平均発行済株式数について、従業員持株会ESOP信託に信託された当社株式の数及び株式給付信託(BBT)に信託された当社株式の数を控除しております。
4. 第9期において、企業結合にかかる暫定的な会計処理の確定を行っており、第8期については当該遡及適用後の数値で表示しております。

■ 売上高 (百万円)

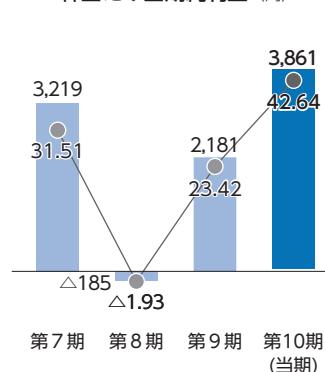


■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

● 1株当たり当期純利益 (円)



6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

アパレル関連事業

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) 上野商会	百万円 496	100.0%	衣料品等の企画、製造、販売
(株) サンエー・インターナショナル	百万円 100	100.0	衣料品等の企画、製造、販売
(株) サンエー・ビーディー	百万円 100	100.0	衣料品等の企画、製造、販売
(株) T S I グルーヴアンドスポーツ	百万円 100	100.0	衣料品等の企画、製造、販売
(株) ナノ・ユニバーズ	百万円 100	100.0	衣料品等の企画、製造、販売
(株) アングロバル	百万円 90	100.0	衣料品等の企画、製造、販売
(株) スピックインターナショナル	百万円 40	100.0	衣料品等の企画、製造、販売
(株) ローズバッド	百万円 10	100.0	衣料品等の企画、製造、販売
(株) アルページユ	百万円 10	100.0	婦人服等の企画、製造、販売
(株) ジャック	百万円 10	100.0	衣料品等の企画、仕入、販売
(株) アイソラ	百万円 10	100.0	衣料品等の仕入、販売
(株) H Y B E S	百万円 1	100.0	婦人服等の企画、製造、販売
HUF Worldwide, LLC	千米ドル 31,923	90.0 (90.0)	衣料品等の企画、製造、販売
上海東之上時裝商貿有限公司	千米ドル 8,030	100.0	婦人服等の企画、製造、販売
E f u e g o C o r p .	千米ドル 1,000	88.0	スポーツ用品等の企画、仕入、販売

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) T S I ・プロダクション・ネットワーク	百万円 10	100.0	生産管理及び物流管理
(株) T S I E C ストラテジー	百万円 10	100.0	インターネット販売事業

その他の事業

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) エ ス ・ グ ル ー ヴ	百万円 100	% 100.0	販売代行、人材派遣及び紹介事業
(株) ト ス カ バ ノ ッ ク	百万円 20	100.0	合成樹脂製品の製造、販売
(株) プ ラ ッ ク ス	百万円 20	100.0	店舗設計監理、飲食事業
L a l i n e J A P A N (株)	百万円 7	70.0	化粧品、香水、石鹸等の仕入、販売

- (注) 1. 資本金は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
2. 出資比率の欄の()内は、間接所有比率で内数です。
3. HUF Worldwide, LLCは、当社の完全子会社であるHUF Holdings, LLCの子会社です。
4. HUF Worldwide, LLCは、LLCであるために資本金が存在せず、また、HUF Worldwide, LLCにおいて連結又は単体の貸借対照表が作成されていないことから、HUF Holdings, LLCの連結貸借対照表に表示されたMembers' Equityの額を記載しております。
5. 事業年度末において特定完全子会社に該当する子会社はありません。
6. 当社は、2021年3月1日付で(株)スピックインターナショナルの全株式を譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しております。
7. (株)サンエー・ビーディーは、2021年3月1日付で同社を吸収合併存続会社、(株)ナノ・ユニバース、(株)ローズバッド、(株)TSIグループアンドスポーツ、(株)サンエー・インターナショナル、(株)アングローバル、(株)アイソラー及び(株)TSI ECストラテジーを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うとともに、商号を(株)TSIへ変更しております。
8. (株)TSI・プロダクション・ネットワークは、2021年3月12日付で(株)TSIを吸収合併存続会社、同社を吸収合併消滅会社とする吸収合併により消滅しております。また、同社は2021年3月12日付で(株)TSIソーシャルワークスを設立して(株)TSI・プロダクション・ネットワークが営む事業の一部を承継させる、新設分割を行いました。
9. TSI ASIA Limitedは2020年12月1日をもって全ての事業活動を終了しました。

7. 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

当社グループは、当社を持株会社として、ファッション・アパレル商品の製造販売に直接関係する事業であるアパレル関連事業と、これに附随する販売代行及び人材派遣事業、合成樹脂製品の製造販売事業、店舗設計監理事業、飲食事業並びに化粧品、香水、石鹸等の仕入及び販売事業などのその他の事業から構成され、当社、連結子会社38社及び持分法適用会社2社によりこれらの事業を展開しております。

8. 主要な営業所等（2021年2月28日現在）

① 当社の主要な営業所

会社名	名称	所在地
(株) T S I ホールディングス	本 社	東京都 港区

② 重要な子会社の主要な営業所等 アパレル関連事業

会社名	名称	所在地
(株) 上 野 商 会	本 社	東京都 渋谷区
(株) サンエー・インターナショナル	本 社	東京都 港区
(株) サンエー・ビーディー	本 社	東京都 港区
(株) T S I グルーヴアンドスポーツ	本 社	東京都 港区
(株) ナノ・ユニバーズ	本 社	東京都 渋谷区
(株) ア ン グ ロ ー バ ル	本 社	東京都 渋谷区
(株) スピックインターナショナル	本 社	東京都 目黒区
(株) ロ ー ズ バ ッ ド	本 社	東京都 渋谷区
(株) ア ル ペ ー ジ ュ	本 社	東京都 港区
(株) ジ ャ ッ ク	本 社	静岡県 牧之原市
(株) ア イ ソ ラ ー	本 社	東京都 港区
(株) H Y B E S	本 社	東京都 港区

会社名	名称	所在地
HUF Worldwide, LLC	本 社	アメリカ合衆国 カリフォルニア州
上海東之上時裝商貿有限公司	本 社	中華人民共和国 上海市
E f u e g o C o r p .	本 社	アメリカ合衆国 オレゴン州
(株)T S I ・プロダクション・ネットワーク	本 社	東京都 港区
(株) T S I E C ストラテジー	本 社	東京都 港区

その他の事業

会社名	名称	所在地
(株) エ ス ・ グ ル ー ヴ	本 社	東京都 港区
(株) ト ス カ バ ノ ッ ク	本 社	東京都 千代田区
(株) プ ラ ッ ク ス	本 社	東京都 渋谷区
L a l i n e J A P A N (株)	本 社	東京都 港区

- (注) 1. (株)上野商会の登記上の本店所在地は、東京都台東区です。
2. HUF Worldwide, LLCは、アメリカ合衆国デラウェア州において登記されております。
3. 当社は、2021年3月1日付で(株)スピックインターナショナルの全株式を譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しております。
4. (株)サンエー・ビーディーは、2021年3月1日付で同社を吸収合併存続会社、(株)ナノ・ユニバース、(株)ローズバッド、(株)TSIグループアンドスポーツ、(株)サンエー・インターナショナル、(株)アングローバル、(株)アイソラー及び(株)TSI ECストラテジーを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うとともに、商号を(株)T S Iへ変更しております。
5. (株)TSI・プロダクション・ネットワークは、2021年3月12日付で(株)T S Iを吸収合併存続会社、同社を吸収合併消滅会社とする吸収合併により消滅しております。また、同社は2021年3月12日付で(株)TSI ソーシャルワークスを設立して(株)TSI・プロダクション・ネットワークが営む事業の一部を承継させる、新設分割を行いました。
6. TSI ASIA Limitedは2020年12月1日をもって全ての事業活動を終了しました。

9. 従業員の状況（2021年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,172名 (1,194名)	329名減 (333名減)

- (注) 1. () 内は、臨時従業員数で、外数です。
 2. 出向者は、出向元を含めず、出向先を含めています。
 3. 臨時従業員数が333名減少しておりますが、これは店舗の営業日数の減少等によるものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
146名 (4名)	5名増 (1名減)	43.1歳	5.0年

- (注) 1. () 内は、臨時従業員数で、外数です。
 2. 出向者は、出向元を含めず、出向先を含めています。
 3. 平均年齢及び平均勤続年数は、臨時従業員を含めずに算定し、表示単位未満を四捨五入し表示しています。
 4. 平均勤続年数は、2014年3月1日付で当社へ転籍した当社子会社からの出向者については、当該転籍日から起算して算定しています。

10. 主要な借入先（2021年2月28日現在）

借入先	借入金残高
(株) みずほ銀行	14,898百万円
(株) 三井住友銀行	6,651
(株) 三菱UFJ銀行	2,963
三井住友信託銀行(株)	359
(株) 横浜銀行	198

2 会社の株式に関する事項（2021年2月28日現在）

1. 発行可能株式総数 400,000,000株
2. 発行済株式の総数 91,435,984株（自己株式4,347,309株を除く）
3. 株主数 14,019名
4. 大株主

株主名	所有株式数	持株比率
(株) 日本政策投資銀行	86,250百株	9.43%
(株) 日本カストディ銀行（信託口）	49,706	5.44
(株) みずほ銀行	45,445	4.97
(株) 三井住友銀行	43,776	4.79
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	36,457	3.99
日本生命保険（相）	34,735	3.80
三宅孝彦	30,891	3.38
(株) 三菱UFJ銀行	30,683	3.36
住友不動産(株)	25,520	2.79
(株) 三越伊勢丹	23,674	2.59

- (注) 1. 株数は、百株未満を切り捨てて表示しています。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、表示しています。

5. その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環として、会社法第459条第1項及び定款第39条の定めにより、以下の通り自己株式を取得いたしました。

取締役会決議日	取得した期間	取得した株式の数	取得価格の総額
2020年3月11日	2020年3月12日～2020年6月11日	2,000,000株	777,468,500円
合 計		2,000,000	777,468,500

(注) 自己株式の取得はすべて市場取引によるものです。

- ② 当社は、2016年5月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust)」を導入いたしました。

当事業年度末日 (2021年2月28日現在) に「株式給付信託 (BBT)」に関して設定される信託 (以下、「BBT信託」といいます。) が保有する当社株式数は512,800株であります。また、BBT信託が保有する当社株式については本項における自己株式に含めておりません。

- ③ 当社は、2020年4月13日開催の取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会信託型ESOP」の再導入を決議いたしました。

当事業年度末日 (2021年2月28日現在) に「従業員持株会信託型ESOP」に関して設定される信託 (以下、「持株会信託」といいます。) が保有する当社株式数は696,200株であります。また、持株会信託が保有する当社株式については本項における自己株式に含めておりません。

- ④ 当社は、2019年11月13日開催の取締役会の決議に基づき、当社及び当社子会社の従業員を対象として譲渡制限付株式付与制度を導入いたしました。

3 会社役員に関する事項（2021年2月28日現在）

1. 取締役及び監査役の氏名等

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	三宅正彦	—
代表取締役社長	上田谷真一	—
取締役副会長 人事部 管掌 プラットフォーム部長	三宅孝彦	(株)アイソラー 代表取締役社長
取締役 財務経理部、総務部、 広報室 管掌	大石正昭	—
取締役 営業本部 部長 第4事業カンパニー長	下地 毅	—
取 締 役 (社 外 取 締 役)	西 村 豊	カーライル・ジャパン・エルエルシー 顧問 (株)ミスターマックス・ホールディングス 社外取締役
取 締 役 (社 外 取 締 役)	石 倉 洋 子	(株)資生堂 社外取締役 積水化学工業(株) 社外取締役
取 締 役 (社 外 取 締 役)	岩 本 朗	(株)朝日新聞社 社長補佐役 (株)みずほフィナンシャルグループ アドバイザー

取締役会の構成

■社外取締役比率



■女性取締役比率



地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
常勤監査役	山田康夫	(株)上野商会 監査役 (株)サンエー・ビーディー 監査役
常勤監査役	中嶋英隆	(株)ナノ・ユニバース 監査役 (株)スピックインターナショナル 監査役
監査役 (社外監査役)	杉山昌明	杉山昌明税理士事務所 代表 公認会計士杉山昌明事務所 代表 フクダ電子(株) 社外取締役
監査役 (社外監査役)	鍋山徹	(一財)日本経済研究所 代表理事 地域未来研究センター エグゼクティブフェロー

- (注) 1. (株)サンエー・ビーディーは2021年3月1日付で(株)T S I に商号変更しております。
2. 三宅正彦氏及び上田谷真一氏は、2021年3月1日付で当社代表取締役並びに取締役会長及び取締役社長をそれぞれ辞任するとともに、(株)T S I の取締役に就任しております。
3. 三宅孝彦氏は、2021年3月1日付で当社取締役会長に就任するとともに、(株)T S I の取締役に就任しております。
4. 大石正昭氏は、2021年3月1日付で(株)T S I の取締役に就任しております。
5. 下地毅氏は、2021年3月1日付で当社の代表取締役及び取締役社長に就任するとともに、(株)T S I の代表取締役及び取締役社長に就任しております。
6. 取締役篠原祥哲氏及び高岡美佳氏は、2020年5月22日開催の第9期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
7. 下地毅氏、石倉洋子氏及び岩本朗氏は、2020年5月22日開催の第9期定時株主総会において、新たに取締役として選任され就任いたしました。
8. 取締役のうち西村豊氏、石倉洋子氏及び岩本朗氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。当社は、各氏について、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
9. 監査役のうち杉山昌明氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計・税務に関する相当程度の知見を有しています。
10. 監査役のうち杉山昌明氏及び鍋山徹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。当社は、各氏について、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
11. 石倉洋子氏は当該氏名が高名であることから上記のとおり表記していますが、戸籍上の氏名は栗田洋子氏です。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	基本報酬	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (5名)	1億82百万円 (21百万円)	1億82百万円 (21百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	45百万円 (14百万円)	45百万円 (14百万円)

- (注) 1. 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
2. 取締役の報酬等の総額は、2017年5月26日開催の第6期定時株主総会の決議により、年額5億円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と定められています。
3. 監査役の報酬等の総額は、2012年5月24日開催の第1期定時株主総会の決議により、年額50百万円以内と定められています。
4. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
5. 上記の取締役の支給人員には2020年5月22日開催の第9期定時株主総会の終結の時をもって退任した2名を含んでいます。
6. 上記支給金額のほか、2016年5月25日開催の第5期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、2.に記載の取締役の報酬とは別枠で、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の導入を決議いただいております。同制度で定める役員株式給付規程に基づき、必要資金として100百万円（3事業年度）を上限として金銭を拠出しております。当事業年度において追加拠出及び費用計上はありません。
7. 基本報酬には前期の業績への貢献に対する評価に基づく業績連動報酬が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

役職氏名		主な活動状況
取締役	西村 豊	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、議題の審議にあたり、経験と見識に基づく客観的な意見を適宜述べています。
取締役	石倉洋子	2020年5月22日就任後に開催された取締役会10回すべてに出席し、議題の審議にあたり、経験と見識に基づく客観的な意見を適宜述べています。
取締役	岩本 朗	2020年5月22日就任後に開催された取締役会10回すべてに出席し、議題の審議にあたり、経験と見識に基づく客観的な意見を適宜述べています。
監査役	杉山昌明	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに、また、監査役会14回すべてにそれぞれ出席し、議題の審議にあたり、経験と見識に基づく客観的な意見を適宜述べています。
監査役	鍋山 徹	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに、また、監査役会14回すべてにそれぞれ出席し、議題の審議にあたり、経験と見識に基づく客観的な意見を適宜述べています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役3名及び社外監査役2名全員との間で、それぞれ会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、いずれの契約においても、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

なお、一部の子会社の計算関係書類の監査を、KPMG中国及びKPMG UKのそれぞれが行なっています。

2. 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 1億3百万円

- (注) 1. 監査役会は会計監査人の報酬等について、過年度の監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行なっています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計を記載しています。

3. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

1億87百万円

4. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務等に関するアドバイザー業務についての対価を支払っております。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の解任又は不再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等を総合的に勘案し、検討を行ないます。その結果、解任又は不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は企業価値の長期的な向上を図りつつ安定的な配当水準を維持することを重要な基本方針としており、当該基本方針を前提に経営環境、業績、財務の健全性等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

また、内部留保については、新規出店等の設備投資並びに新規ブランド及び新事業の開発等、資本効率の向上に資する投資に充当し、もって企業価値の向上を図ることを基本方針としています。自己株式の取得、処分及びその活用につきましては、当社グループの成長発展に資する資本政策並びに株主還元策の一環として検討し、時宜に合った決定をしております。

当期の配当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行等により大幅に業績を悪化させることとなったため、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきますと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。引き続き業績の回復に全社を挙げて対処し、早期に復配できますよう努力していく所存です。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	82,714	流動負債	35,969
現金及び預金	49,871	支払手形及び買掛金	11,607
受取手形及び売掛金	10,888	短期借入金	152
商品及び製品	17,034	1年内返済予定の長期借入金	8,915
仕掛	544	リース負債	13
原材料及び貯蔵品	821	未払法人税等	4,645
その他の当座預金	3,594	賞与引当金	2,196
	△39	ポインツ引当金	1,336
固定資産	72,237	株主優待引当金	426
有形固定資産	8,149	返品調整引当金	126
建物及び構築物	5,607	資産除却負債	289
機械装置及び運搬具	195	そのの	12
土地	903	固定負債	21,551
リース資産	27	長期借入金	16,082
その他の	1,415	リース負債	36
無形固定資産	12,670	繰延税金負債	1,029
のれん	5,266	役員退職慰労引当金	42
商標	3,646	退職給付に係る負債	1,040
その他の	3,757	資産除却負債	2,344
投資その他の資産	51,416	そのの	975
投資有価証券	28,872	負債合計	57,521
長期貸付	76	(純資産の部)	
敷金及び保証金	11,222	株主資本	92,720
繰延税金資産	1,021	資本金	15,000
投資不動産	4,980	資本剰余金	29,255
その他の	5,350	利益剰余金	52,213
貸倒引当金	△106	自己株	△3,747
		その他の包括利益累計額	4,256
		その他有価証券評価差額金	4,812
		為替換算調整勘定	△469
		退職給付に係る調整累計額	△86
		非支配株主持分	452
資産合計	154,951	純資産合計	97,430
		負債純資産合計	154,951

連結損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目		金額	
売上	134,078		
売上	70,232		
販売費及び営業	63,846		
営業	75,689		
受取利息	11,843		
受不	1,099		
営業	1,297		
支	603		3,000
投	216		
そ	32		
経	1,267		1,516
特	10,359		
別	24,024		
定	364		
資	438		
用	31		24,859
別	80		
定	3,068		
資	559		
有	1,192		
価	2,414		
証	1,160		
社	169		8,644
等	5,855		
調	2,337		
整	△233		2,103
前	3,751		
当			109
期			3,861
純			
利			
益			
税			
額			
当			
期			
純			
利			
益			
非			
親			

計算書類

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,309	流動負債	14,395
現金及び預金	30,134	短期借入金	1,358
未収入金	170	1年内返済予定の長期借入金	8,752
短期貸付金	3,611	リース債務	5
その他	392	未払金	622
固定資産	108,515	未払費用	98
有形固定資産	285	未払法人税等	2,002
建物	150	賞与引当金	71
機械及び装置	4	株主優待引当金	126
車両運搬具	3	その他	1,358
工具、器具及び備品	114	固定負債	21,874
土地	3	長期借入金	19,487
リース資産	10	リース債務	4
無形固定資産	3,152	繰延税金負債	2,107
商標	4	退職給付引当金	5
ソフトウェア	2,745	資産除去債務	22
ソフトウェア仮勘定	346	その他	247
その他	55	負債合計	36,270
投資その他の資産	105,077	(純資産の部)	
投資有価証券	28,486	株主資本	101,749
関係会社株式・出資金	43,524	資本金	15,000
長期貸付金	28,463	資本剰余金	78,169
投資不動産	4,979	資本準備金	3,750
その他	5,328	その他資本剰余金	74,419
貸倒引当金	△5,703	利益剰余金	12,328
		その他利益剰余金	12,328
		繰越利益剰余金	12,328
		自己株式	△3,747
		評価・換算差額等	4,804
		その他有価証券評価差額金	4,804
資産合計	142,824	純資産合計	106,554
		負債純資産合計	142,824

損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目		金額	
営業	収益	6,620	
経口	営業	79	6,700
営業	費用	5,906	5,906
営業	利益		794
営業	外収益	1,198	
受不	取利	1,417	
営業	外費用	47	2,663
支そ	外払	223	
経	常	1,225	1,449
特	利益		2,008
特	利益	24,022	
固投	有価証券	334	
連	結納税未払金	4,168	28,524
特	損失		
固減	資産	0	
投資	有価証券	62	
関	係会社	559	
連	結納税未収	20,295	
そ	の	535	
税	引前当	312	21,764
法	人税、住民税		8,768
法	人税	5,557	
当	期純	139	5,696
	利益		3,072

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月12日

株式会社T S Iホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 崎 友 泰 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社T S Iホールディングスの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T S Iホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月12日

株式会社T S Iホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 崎 友 泰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社T S Iホールディングスの2020年3月1日から2021年2月28日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 一 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社企業グループ連結監査の観点から、常勤監査役が子会社の監査役を兼務するとともに監査活動を実施し、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、また、子会社およびその重要な事業所等を訪問し、事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月14日

株式会社T S Iホールディングス 監査役会
常勤監査役 山田康夫 ㊟
常勤監査役 中嶋英隆 ㊟
監査役 杉山昌明 ㊟
監査役 鍋山徹 ㊟

(注) 監査役杉山昌明及び鍋山徹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役でありませ

以上

定時株主総会 会場のご案内

会場

ザストリングス 表参道
地下1階 ウェストスイート
〒107-0061 東京都港区北青山三丁目6番8号



スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取ると
Googleマップにアクセスいただけます。



株式会社TSIホールディングス
<https://www.tsi-holdings.com/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。